

[明石市長への要求書]

明石市労働組合連合会

年末一時金についての要求書

民主的自治体確立に向けご尽力いただいていることに敬意を表します。

人事院は8月10日、本年の月例給の官民較差が極めて小さかったことから俸給表の改定を見送るとともに、一時金については0.15月引き下げ、4.30月とする給与勧告を行いました。

一時金が昨年に引き下げとなったことは、官民比較に基づくものとはいえ、コロナ禍で住民の生命と生活を守るために懸命に奮闘している組合員実態を踏まえると認めるわけにはいきません。

私たちは、あらためて「賃金とは生活給である」ことを強調するとともに、人たるに値する生活の保障・改善にむけ、貴職の使用者責任を強く求めるものです。この基本要件のもと、一時金が月々の生活費補填に費やされている実態をふまえ、全組合員アンケート集約による年末一時金の改善要求を行うものです。

つきましては、誠意ある回答を11月2日までに文書でされるように申し添えます。

記

1. 月収の2.7カ月を支給すること
2. 「職務・職階給」の固定化につながる一時金の役職者加算（傾斜配分）を撤廃し、一律配分にあらためること。
3. 勤勉手当への人事評価制度などによる成績率導入・強化は行わないこと。
4. 勤勉手当を廃止し、全額期末手当とすること。
5. 会計年度任用職員等の差別的扱いを抜本改善し、正規職員並に勤勉手当相当分を支払うこと。
6. 支払日は、労使交渉妥結後、速やかに一括で支払うこと。
7. なお、当組合の独自要求については、別添のとおりです。